

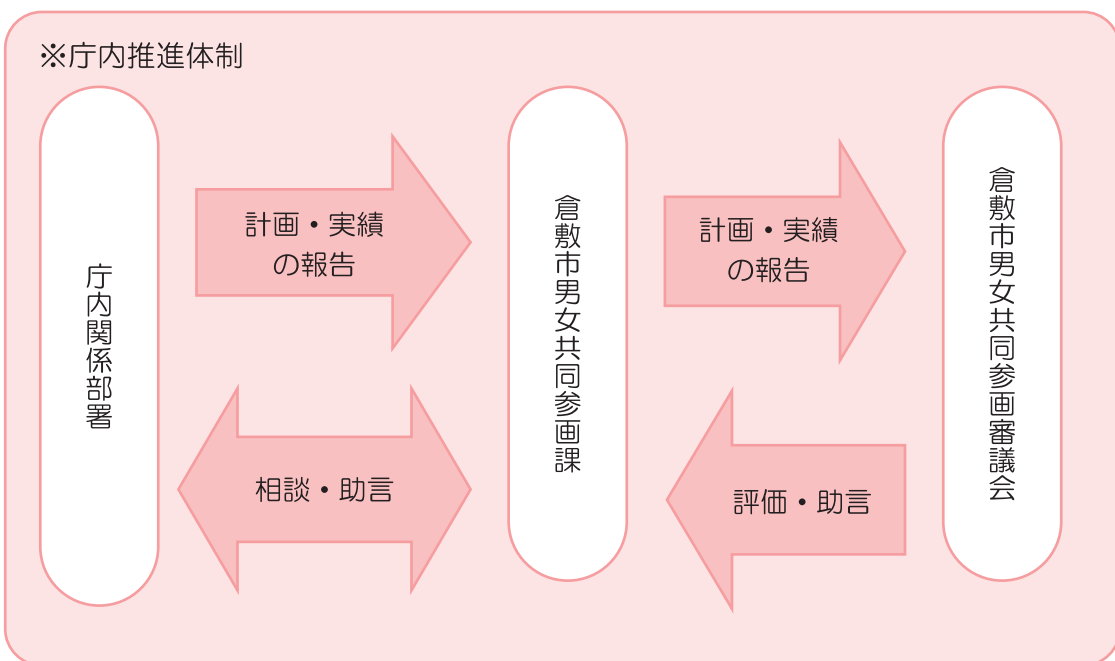
第5章

計画の推進と推進体制の整備

1 計画の進行管理と評価の実施

本計画の実効性を確保するために、庁内においては、男女共同参画課が中心となり、計画の進捗状況を定期的に確認し、計画の進行管理を行います。また、国や県等の関係機関と連携を図り、各機関の取り組み状況の把握に努めます。

また、施策の効果等の検証・評価にあたっては、市男女共同参画審議会での審議のほか、関連計画などを策定している庁内関係部署等とも連携し、実施方法などの見直しを行います。評価結果については、庁内で共有し、次年度以降の施策の推進へ生かします。なお、必要に応じて「倉敷市人権施策推進本部」及び「倉敷市人権施策推進会議」での協議を行うこととしています。計画最終年度においては、第6章の評価指標と目標値や事業の評価、見直しを行います。





2 / 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野にかかわっています。本計画では特にかかわりの深い取り組みを掲載していますが、すべての組織、職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行することが重要となります。

組織としては、男女共同参画施策の事業評価を毎年行い、担当課が抱える課題について男女共同参画課が個別に相談に応じるなど、指標達成に向けた事業展開を連携して行います。

本計画の実効性を担保するため、計画の進行管理と、職員の男女共同参画意識の向上を目的に、男女共同参画に関わる部署に「男女共同参画推進員」の配置を検討します。

(2) 市民、事業者等との連携の推進

本計画の推進を着実なものにするためには、市民・地域・事業所の理解と協力のもとに計画を推進し、市民一人ひとりや事業所等がその意義を十分に理解し、自らのこととして取り組むことが重要です。

本市では、本計画を総合的・効果的に推進するため、「倉敷市男女共同参画条例」に基づき、市民・事業者等がそれぞれの役割を担い男女共同参画社会^{*}の実現に向けて、相互に連携を図ります。

また、NPOなどの市民団体との連携、協働を図ることで、より細かなニーズや行政の支援が届きにくい困りごとなどへの対応を図ります。

(3) 国、県、他都市との連携及び協力

本市の男女共同参画の取り組みは、世界の動きや国、県の動きと連動しながら進めてきました。今後も本計画を進めるうえで、国、県及びその他関係機関に対して、必要な働きかけを行っていきます。

また、男女共同参画の施策をより充実したものにしていくために、国や県等と積極的に連携を図り、補助金なども積極的に活用し、施策の充実を図ります。



(4) 倉敷市男女共同参画推進センター※ (ウィズアップくらしき) の充実

男女共同参画関係団体の交流の場であると同時に市民に向けた男女共同参画の推進・啓発の場として、男女共同参画推進センターが男女共同参画社会※の実現に向けた活動の拠点施設となるよう、利用者の視点に立った取り組みの工夫を行い、性別や世代を超えた幅広い層の利用や講座事業等への参加拡大を図ります。

男女共同参画推進センター登録団体の活性化を目的に団体間の相互交流や自主的な活動の場、学習機会の提供等を行い、男女共同参画を推進する人材の育成や関係団体の連携が図られるよう支援します。

DV※、家庭、職場、地域などあらゆる悩みに対応できる相談窓口として適切な情報を提供するとともに、配偶者暴力相談支援センター※の機能を生かして、関係機関と連携した被害者保護や男女共同参画を支援する拠点施設として機能の充実・強化を図ります。

また、本市と高梁川流域圏域市町との関係会議の開催や情報提供を通して交流を深め、圏域における中核機能の強化を図ります。

